

岡山市公共交通網形成協議会 規約

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下、「網形成計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議を行うため、岡山市公共交通網形成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 網形成計画及び網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 網形成計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

(会長)

第4条 会長は、次条の規定に基づき選出された委員の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の委員)

第5条 協議会の委員は、別表に掲げる団体又は機関等を代表するものとする。

- 2 会長は、委員の他に必要があると認める者について、オブザーバーとして協議会の構成に加えることができる。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議の議決方法は全会一致を原則とする。ただし、会長が認める場合は、この限りではない。
- 3 会議は、原則として公開とする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、岡山市都市整備局都市・交通部交通政策課に置く。

附 則

1 この規約は、平成30年5月21日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	団体または機関等	氏名
学識経験者	岡山大学大学院 環境生命科学研究科	教授 阿部 宏史
	岡山大学大学院 環境生命科学研究科	准教授 橋本 成仁
利用者代表	岡山市連合町内会	副会長 伊永 高明
	岡山市連合町内会	副会長 永見 勝
	岡山市連合婦人会	会長 塩見 横子
	岡山市障害者団体連合会	会長 宮本 敏行
公共交通事業者	鉄道 西日本旅客鉄道株式会社 岡山支社企画課	課長 加藤 勇樹
	路面電車 岡山電気軌道株式会社	代表取締役社長 小嶋 光信
	バス 中鉄バス株式会社	代表取締役 藤田 祥江
	宇野自動車株式会社	取締役社長 宇野 泰正
	両備ホールディングス株式会社	代表取締役社長 松田 久
	東備バス株式会社	代表取締役社長 松田 久
	備北バス株式会社	代表取締役 政森 肇
	岡山電気軌道株式会社	代表取締役社長 小嶋 光信
	下津井電鉄株式会社	代表取締役 永山 久人
	中鉄北部バス株式会社	代表取締役 藤田 祥江
	八晃運輸株式会社	代表取締役 成石 敏昭
	タクシー 一般社団法人 岡山県タクシー協会	会長 梶川 政文
経済	岡山商工会議所 都市交通委員会	委員長 若林 昭吾

観光・産業	公益社団法人 おかやま観光コンベンション協会	専務理事 西 正尚
警察	岡山県警察本部 交通部 交通規制課	課長 寶満 智彦
道路管理者	国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所	所長 松野 栄明
	岡山市 都市整備局	局長 林 恭生
国土交通省	国土交通省 中国運輸局 岡山運輸支局	支局長 岡田 和史
岡山県	岡山県 県民生活部 県民生活交通課	課長 万代 洋士
岡山市	岡山市 都市整備局	都市・交通・公園担当局長 栗田 泰正